

農作物有害動植物防除実施方針

制 定 昭和51年12月16日

一部改正 平成15年 4月 1日

国民の食糧を安定的に供給する上で、病虫害防除は極めて重要な位置を占めている。

特に近年農作物の栽培方式が農業諸施策等の進展とともに複雑多様化しており、これに伴って病虫害の発生様相も変化しているため、今後ますます適正かつ効率的な防除が必要とされている。

このため、農薬取締法等関係法令及び県の技術方策を遵守させるとともに、下記の事項に留意して農薬の適正な選択と使用を推進し、併せて農薬による危被害防止と農作物への残留防止を図り的確な病虫害防除を実施させる。

記

1 病虫害の適期防除の推進

農作物の安定的な生産を確保するため、発生予察事業等の活用により、適正かつ効率的な総合的な病虫害防除を推進する。

2 安全な農作物の生産と確保

安全な農作物の生産を確保するため、農薬を使用する者が遵守すべき基準に基づく適正使用を遵守させる。

3 環境の保全

病虫害防除事業推進にあたり農薬の飛散、流出及び他作物への影響などに留意し、環境保全の確保に努める。

4 農薬の保管管理の適正化

農薬の保管管理の不備による事故発生を防止するため、適正な農薬保管箱の設置と安全な管理の徹底を図る。

5 病虫害防除体制の整備と推進

病虫害防除体制の整備、防除資材の確保及び新防除技術の導入を積極的に行い適正な防除を実施させる。